

霞居合会会則

(組織名称と所在地)

第1条

- 1 本会は霞居合会と称し、会の事務所を会長宅に置く。
- 2 本会は河内長野市総合スポーツ振興会（以下、「振興会」という）に河内長野市居合道連盟として登録する。
- 3 本会員で特定非営利活動法人日本居合道連盟（以下、「日居連」という）に所属する会員により河内長野支部を組織する（以下、「河内長野支部」という）。

(目的)

第2条 本会は、居合道修行を通じ、会員相互の信和と心技の向上とをはかることを目的とする。

第3条 前条の目的を達するため、次の事業を行なう。

- 1 定例稽古会
- 2 大会、講習会の開催
- 3 居合道の普及
- 4 居合道をはじめとする古武道その他各種武道に関する調査・研究
- 5 その他、目的達成のため必要な事業

(会員)

第4条 本会は、普通会员及び特別会員（顧問）で構成する。

会員は日居連に登録するものとする。ただし、幹事会が認めた場合は登録を免除することができる。また、本会入会から登録まで猶予期間をおくことができる。

第5条 会員は次の義務を負う。

- 1 会費の納入
- 2 会則の厳守
- 3 役員と協力して会の発展に寄与すること。
- 4 会及び会員の名誉を毀損したり品位を傷つけたりする行為をしないこと。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。役員は原則として日居連に所属する会員の中から選出するが、非所属の会員が事務局員に選出されることは妨げない。

- | | |
|------------|-----|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 1名 |
| 3 事務局長（幹事） | 1名 |
| 4 事務局員（幹事） | 若干名 |
| 5 会計（幹事） | 1名 |
| 6 会計監査 | 1名 |
| 7 顧問 | 若干名 |

(幹事会)

第7条 本会に幹事会を置き、会の運営全般をつかさどるとともに必要な範囲で「日居連」「振興会」の業務を行なう。

- 1 幹事会は事務局長・事務局員・会計で構成する。
- 2 幹事会の成立は幹事会役員の過半数の出席を必要とする。
- 3 会長・副会長・会計監査・顧問は、当人の申し出または幹事会の要請により幹事会に出席することができる。

(役員を選出と任期)

第8条 役員を選出と任期については、次の定めるところによる。

- 1 幹事会は次年度の幹事会名簿を作成し、適当な方法で年度中に会員に知らせなければならない。
- 2 会員は、承認できない幹事候補者がある場合は、名簿発表から5日以内の間に事務局長にその旨表明できる。
- 3 5名以上の会員から不承認を表明された候補者以外を次年度の幹事とする。
- 4 選出された幹事会は、速やかに役員を決定し、会員に知らせなければならない。
- 5 事務局長・事務局員・会計は幹事の中から互選により選出する。
- 6 5項以外の役員（以下、幹事外役員という）は、本人の同意を得た上で幹事会で決定する。
- 7 幹事外役員の定数に欠員が生じ、幹事会が補充の必要を認めた場合は、幹事会の決定により補充する。
- 8 1～3項と同趣旨の手続きを経て事務局員の増員をすることができる。
- 9 役員の任期は会計年度の1年とし、再任を妨げない。
- 10 補充による役員の任期は、当該会計年度末までとする。
- 11 役員（第9条の役員を含む）の選出にあたっては本人の同意を必要とする。

(その他の役員を選出と任期)

第9条 第6条に掲げる以外の役員を選出と任期については、次に定めるところによる。

- 1 河内長野支部の役員については以下の定めによる。
 - ・支部長・副支部長は幹事の中から互選により選出する。
 - ・事務局長および会計は、本会当該役員が兼務する。
- 2 「日本居合道連盟関西地区連盟」の役員は幹事会で決定する。
- 3 「振興会」の役員は幹事会で決定する。
- 4 その他の役員については、幹事会において必要であると認めた場合、幹事会で決定する。
- 5 1～4項の役員の定数に欠員が生じ、幹事会が補充の必要を認めた場合は、幹事会の決定により補充する。
- 6 上記の役員の任期は第8条9項・10項に準ずるが、それに抵触する場合は当該組織の規定に従う。

(役員の仕事)

第10条

- 1 会長は会を代表し、会務を統括するとともに、総会を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時には会長の職務を代行する。
- 3 事務局長は、幹事会を招集し、会務を処理する。
- 4 会計は、会計に関する事務を処理する。

(総会)

第11条

- 1 総会は最高議決機関である。
- 2 会長または10名以上の会員による要請が幹事会に対してなされた場合、幹事会は総会を開かなければならない。
- 3 総会の運営は幹事会が行なう。
- 4 総会の成立は会員の過半数の出席を要し、議決には出席会員の過半数を要す。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費及び入会金等)

第13条 本会の会費・入会金を以下のように定める。

- 1 会費 月額2,000円(高校生相当以下は1,000円)
- 2 支部道場に所属する者の会費については次のいずれかを幹事会と相談の上で採用する。
 - ① 1項の会費を本会に納入する。
支部道場活動に必要な経費は本会から支出する。
 - ② 各支部道場でそれぞれの会費を決め、各道場で運用する。
霞居合会の活動にかかわって共同で負担すべき経費については、会費納入者の比率に応じて負担する。
- 3 入会金 2,000円
- 4 教士以上は会費を徴収しない。
- 5 「日居連」「振興会」にかかわる会計は本会がとり扱う。
- 6 休会をする者は幹事会に届け出る。
休会中の本会の会費は徴収されない。
- 7 経費に不足等が生じた場合は、幹事会が定める臨時会費を徴収することができる。
- 8 既納の会費は返金しないものとする。
- 9 会費・入会金の変更は、総会または会員の過半数の承認によって行なう。

(「日居連」会費及び入会金等)

第14条 河内長野支部に所属する会員の会費を次のように定める、

- 1 「日居連」の会費・入会金は「日居連」の規則に則る。
- 2 「河内長野支部」に所属する会員は本会の会費を月額2,500円(高校生相当以下は1,500円)とし、「日居連」年会費・「侍」購読料は霞会計から納入する。年度途中で「日居連」に登録した者の会費は、登録の翌月より2,500円とし、その年度の4月から登録した月までの月数を500円に乗じた額を別途徴収する。13条2において②を選択している道場は、当該道場で決定する。
- 3 1年以上にわたる休会の場合、毎年度ごとに「日居連」年会費・「侍」購読料に雑費として500円を加えた額を徴収する。

(入会及び退会)

第15条

- 1 本会への入会は、別に定める申込書により行なう。
退会しようとする者は、その旨会長に申し出るものとする。
- 2 会長は、会員が第5条の義務に違反し、著しく本会の信用を失墜したと認めるときは、幹事会に諮った上で除名することができる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は2023年2月1日より実施する。